

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名	
人	人	人	人
1	当期の終了の日における雇用者の数	8	人
2	当期の開始の日の前日における雇用者の数	9	円
3	同上のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	10	
4	基準雇用者数 (1)-(2)-(3) (マイナスの場合は0)	11	
5	基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)-(3)}$	12	
6	給与等支給額 (別表六(十八)付表「3」)	13	
7	比較給与等支給額 (別表六(十八)付表「11」)	14	
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項			
認定年月日		事業実施地域	
地方事業所税額控除限度額に係る計算		地方事業所特別税額控除限度額に係る計算	
計画の区分		基準年度	
拡充型・移転型		平 . . . 平 . . .	
15	当期の終了の日における雇用者の数	26	人
16	当期の開始の日の前日における雇用者の数	27	
17	同上のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	28	
18	地方事業所基準雇用者数 (15)-((16)-(17)) (マイナスの場合は0)	29	
19	控除対象地方事業所基準雇用者数 (18) ((18)>(4)の場合は(4))	30	
20	地方事業所税額控除限度額 (20万円又は50万円)×(19) ((6)<(7)の場合は0)	31	円
21	当期税額基準額 $(10) \times \frac{30}{100}$	32	
22	差引当期税額基準額残額 (21)-(12)-(別表六(十七)「22」)	33	
23	当期税額控除可能額 (20)と(22)のうち少ない金額	34	
24	法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「27の②」)	35	
25	当期税額控除額 (23)-(24)	36	
法人税額の特別控除額 (14)+(25)+(35)			

御注意

平成27年8月10日前に終了する事業年度については、別表六(十七)（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）を御使用ください。

別表六（十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の2第1項から第3項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当該事業年度開始の日の前日における措置法第42条の12の2第1項第2号及び第2項第2号に規定する雇用者（以下「雇用者」といいます。）の数が零である場合には、「基準雇用者割合 5」は、記載を要しません。
- 3 「当期税額基準額

$$(10) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$$
 11 は、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
 なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人又は資本若しくは出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。
 「地方事業所税額控除限度額

$$(20 \text{ 万円 又は } 50 \text{ 万円}) \times (19) \quad 20$$
 は、「基準雇用者割合 5」が0.1以上である場合又は当該事業年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合にあっては「20万円又は」を消し、その他の場合にあっては「又は50万円」を消します。
- 5 「基準年度」には、措置法第42条の12の2第2項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同法第68条の15の3第2項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）に記載します。
- 6 「適用年度」の各欄は、措置法第42条の12の2第5項第10号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の各欄に準じて計算した数を記載します。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 7 当該事業年度が1年に満たない場合（8に規定する場合を除きます。）には、
 「地方事業所特別税額控除限度額

$$30 \text{ 万円} \times (30) \quad 31$$
 中「30万円」とあるのは、「 $30 \text{ 万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}$ 」として記載します。
- 8 措置法令第27条の12の2第14項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、
 「地方事業所特別税額控除限度額

$$30 \text{ 万円} \times (30) \quad 31$$
 中「30万円」とあるのは、

$$30 \text{ 万円} \times \frac{36 - \frac{\text{認定年月日を含む適用年度開始の日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数}}{12}}{12}$$
 として記載します。

中 小 企 業 者 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大規模法人等の保有する株式数等の明細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人		1	g	
大規模法人の保有株式数の第1順位株式数又は出資金の額	c	g			h	
保有割合	d	$\frac{(c)}{(a)}$			i	
大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e	k			j	
保有割合	f	$\frac{(e)}{(a)}$		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k	
<p>この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。</p> <p>1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんから注意してください。</p> <p>2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p>						